

(参考2)

竹富町エコツーリズム推進法の施行等に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧			新		
第1条～第8条（略） 附 則 この条例は、令和5年11月10日から施行する。 （新規）			第1条～第8条（略） 附 則 この条例は、令和5年11月10日から施行する。 附 則 この条例は、令和6年9月1日から施行する。		
別 表			別 表		
区分	承認対象者の属性	立入承認事務手数料の額	区分	承認対象者の属性	立入承認事務手数料の額
竹富町観光案内人条例（令和5年竹富町条例第24号）第27条の規定により、登録引率事業者（竹富町観光案内人条例第21条第10項に規定する登録引率事業者をいう。）が手数料の納付事務を代行する場合	登録引率ガイド（竹富町観光案内人条例第21条第1項の規定による登録引率ガイドをいう。）	無料	竹富町観光案内人条例（令和5年竹富町条例第24号）第28条の規定により、登録引率事業者（竹富町観光案内人条例第21条第10項に規定する登録引率事業者をいう。）が特定自然観光資源の所在する区域への立入承認申請事務を代行する場合	登録引率ガイド（竹富町観光案内人条例第21条第1項の規定による登録引率ガイドをいう。）	無料
	顧客	1名につき、500円		顧客	1名につき、500円

(新規)	(新規)	(新規)	登録引率ガイドが、安全で質の高い自然観光事業の実現のために自己研鑽その他の取組を行うことを目的として、特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ろうとする場合	登録引率ガイド	無料
竹富町観光案内人条例第9条第10項の規定による観光ガイド免許証を有する者が、特定自然観光資源の所在する区域において案内又は助言を行うために必要な知識及び技能を習得することを目的として、 竹富町観光案内人条例第2-1条第1項の規定による 登録引率ガイドの監督のもと	登録引率ガイド	無料	竹富町観光案内人条例第9条第10項の規定による観光ガイド免許証を有する者が、特定自然観光資源の所在する区域において案内又は助言を行うために必要な知識及び技能を習得することを目的として、登録引率ガイドの監督のもと特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ろうとする場合	登録引率ガイド	無料
	観光ガイド免許証を有する者	無料		観光ガイド免許証を有する者	無料

特定自然観光資源の 所在する区域に立ち 入ろうとする場合			る場合		
その他の場合	特定自然観光資源の 所在する区域に立ち 入ろうとする者全て	1名につき、1,000 円	その他の場合	特定自然観光資源の 所在する区域に立ち 入ろうとする者全て	1名につき、1,000 円